

熊本市の後援等に関する要綱

制定 平成16年 4月23日市長決裁

改正 令和 2年 4月 1日秘書課長決裁

令和 5年 3月28日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、外部の団体等が行う事業に対し、市の後援又は共催（以下「後援等」という。）の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認すること。
- (2) 共催 事業の企画又は運営等に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。

(名義)

第3条 市が後援等を行う場合の名義は、熊本市とする。

(後援等の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する事業について後援等を承認することができる。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当すること。
 - ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるもの
 - イ 学校等の教育機関又はこれらの連合体
 - ウ 公益法人又はこれに準ずる団体
 - エ 新聞社、放送局等報道機関で公共的性格を有するもの
 - オ その他市長が適当と認めるもの
 - (2) 事業の内容等が次のいずれにも該当すること。
 - ア 公益性が高く、市の施策に寄与するものと認められること。
 - イ 特定の会員を対象とせず、広く一般に公開されるものであること。
 - ウ 主催者が当該事業を遂行する能力を十分に有すると判断されるものであること。
 - エ 開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分配慮されているものであること。
 - オ 本市内で開催されるものであること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
 - カ 入場料、参加費等が徴収される場合は、その目的及び金額が適正であること。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等を承認しないものとする。
 - (1) 政治的活動又は宗教的活動に利用され、又はそのおそれがあると認められる事業
 - (2) 特定の思想又は政治的な主義主張に関わる事業で、行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるもの
 - (3) 専ら営利を目的とする事業
 - (4) 公序良俗に反すると認められる事業
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる事業
 - (6) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者が、主催者の役員、従業員、社員又はその他構成員である事業
 - (7) 市の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがある事業
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、その目的及び内容等に鑑み市が後援等をすることが適当でないと認める事業
- (申請手続)
- 第5条 後援等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本市後援等承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長へ提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- (1) 事業の開催要領又は企画書
 - (2) 規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等の申請者を明らかにする書類
 - (3) 入場料、参加費等を徴収する場合、事業の収支計算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第6条 申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る市の後援等の可否を決定するものとする。

2 市の後援等を承認するときは、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による決定により、市の後援等を承認する場合にあっては熊本市後援等承認決定通知書（様式第2号）、市の後援等を承認しない場合にあっては熊本市後援等不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業中止等の届出)

第7条 前条の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る事業の中止又は内容の変更が生じたときは、直ちに市長へ届け出なければならない。

(実施報告)

第8条 第6条の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る事業が終了した日から30日以内に熊本市後援等事業実施報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(承認の取消)

第9条 市長は、第6条の規定により承認した後（事業終了後を含む。）において、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該取消しによって生じた損害の責めを負わない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 第4条第1項の基準を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 第6条第2項に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消した場合において、熊本市後援等取消決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、当該取消しに係る事業の申請者について当該取消しの日以後3年の間は後援等を承認しないものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市の後援等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のある事業から適用し、同日前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

熊本市後援等承認申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 所在地
団体名
役職名
代表者氏名
（担当者名： 連絡先 TEL： ）

熊本市の後援等について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分	後援 ・ 共催	
事業名称		
主催者・共催者		
開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで	
会場	名称 住所	
事業の内容	※事業の趣旨、内容について記載すること	
参加対象者		
参加費等	無料 ・ 有料（ 円）	
確認事項 該当する場合、右の□の中に「✓」をつけてください。	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。)でないことを誓約します。	☐
	事業の内容が承認基準に合致（裏面「1. 確認事項」の全ての項目に該当）することを誓約します。	☐
	注意事項（裏面「2. 申請にあたっての注意事項」の全ての項目）を遵守します。	☐
	承認後（事業終了後を含む。）に申請内容が事実と異なることが判明した場合は、承認の取消しや承認を取り消した日から3年以内に行う申請に対して不承認とする措置を受けても異議を申し立てません。	☐
他機関への後援申請状況（予定含む）		

【添付必要書類】

事業の開催要領又は企画書

規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等の申請者を明らかにする書類

入場料、参加費等を徴収する場合、事業の収支計算書

1. 確認事項

- (1) 政治的活動又は宗教的活動ではない。
- (2) 特定の思想又は政治的な主義主張に関わるものではない。
- (3) 専ら営利を目的としたものではない。
- (4) 公序良俗に反するものではない。

2. 申請にあたっての注意事項

- (1) 事業を中止するとき又は事業の内容等を変更する場合は、直ちに変更の届出を行って下さい。
- (2) 事業終了後30日以内に、熊本市後援等事業実施報告書（様式第4号）を提出してください。
- (3) 本市から後援等の承認を受けるまでは、チラシやホームページ等で名義を使用しないで下さい。

※申請中における「熊本市後援（予定）／（申請中）」等の記載も認めません。

発 第 号
年 月 日

様

熊本市長 印
(課扱い)

熊本市後援等承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました熊本市後援等の承認申請について、下記のとおり承認することを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 承認内容 後 援 ・ 共 催
- 3 期 日 承認の日から 年 月 日()まで
- 4 条 件 (例)

- (1) 事業を行うに当たって生じた事故、災害等については、主催者が一切その責任において処理をしてください。
- (2) 名義の使用に際しては、その公的な信用を失墜することのないようにしてください。
- (3) 本事業に係る経費等は、市は負担いたしません。
- (4) 事業を中止するとき又は事業の内容に変更があるときは、直ちに届け出てください。
- (5) 事業終了後、30日以内に熊本市後援等事業実施報告書（様式第4号）を提出してください。
- (6) 後援等の承認をした後において、虚偽の申請や正当な理由なく申請内容と異なる事業を実施したことが判明した場合など、後援等をすることが不相当と認められる場合は、後援等の取消しや以後の後援等を承認しないことがあります。

担当： 局 部 課

(氏名)

TEL - -

FAX - -

発 第 号
年 月 日

様

熊本市長 印
(課扱い)

熊本市後援等不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました熊本市後援等の承認申請について、下記のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

記

- 1 事 業 名
- 2 申請内容 後 援 ・ 共 催
- 3 不承認理由

担当： 局 部 課

(氏名)

TEL - -

FAX - -

熊本市後援等事業実施報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 所在地
団体名
役職名
代表者氏名
(担当者名： 連絡先 TEL：)

年 月 日付け 発第 号で後援(共催)の承認を受けた事業が終了しましたので、
次のとおり報告します。

事業名称	
主催者・共催者	
後援者	
開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
会場	名称 住所
事業等の概要	
入場者・参加者数	
参加費等	無料 ・ 有料（ 円）
添付資料	☐ 決算書※ ☐ 写真、パンフレット等 ☐ その他（ ）

※ 入場料、参加費等を徴収した場合は、収支決算書を添付ください。

発 第 号
年 月 日

様

熊本市長 印
(課扱い)

熊本市後援等取消決定通知書

年 月 日付け 発第 号で熊本市後援等を承認した事業については、下記のとおり
取り消すことを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 承認内容 後 援 ・ 共 催
- 3 取消理由

担当： 局 部 課
(氏名)
TEL - -
FAX - -